

## 新三本の矢 ～みんなで支える医療と年金～

### 一の矢 高齢になっても健康で「後期高齢者医療制度」

75歳以上(一定の障がいのあるかたは65歳以上)のかたが加入する独立した医療制度です。社会保険(被用者保険)の加入者も、対象年齢到達により切り替わります。

- 医療機関での自己負担 原則1割(所得の多いかたは3割)
- 坂東市の加入者数 6,707人(平成26年度)
- 1人当たりの医療費 約817,000円

■お問合せ 保険年金課 医療福祉係 岩井仮設庁舎 内線1733

### 二の矢 重症化予防が大切「国民健康保険制度」

国民健康保険、後期高齢者医療ともに保険税(料)が大切な財源です。医療費の増加は、保険税を納める市民一人ひとりの負担を大きくします。日頃の生活習慣を見直し、ご自身の健康維持に努めましょう。

〈財源を確保するために〉

- ジェネリック医薬品(後発医薬品)の活用
- 年に一度の特定健診で病気を早期発見
- 特定保健指導を受け、疾病の重症化を予防

■お問合せ 保険年金課 国保係 岩井仮設庁舎 内線1735

### 三の矢 備えあればひと安心「国民年金制度」

国民年金は、日本に住む20～60歳未満のすべての人が加入する制度です。保険料は年額187,080円(平成27年度)ですが、免除や猶予制度もあります。保険料の納付期限を守り、みんなで制度を支えましょう。

- 老齢基礎年金は65歳から支給される制度で、40年間すべての保険料を納付すると、年額780,100円(平成27年度)の年金が受け取れます。
- 病気やケガにより障がいに該当する場合は障害基礎年金を、一家の働き手が亡くなられたときは遺族基礎年金が受け取れます。

■お問合せ 下館年金事務所 ☎0296(25)0829

保険年金課 年金係 岩井仮設庁舎 内線1734